

## 「ふくい女性活躍推進企業」登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 女性の活躍促進に向けて積極的に取組を推進する企業・団体を県が登録し、その取組を広く公表することにより、企業・団体における女性活躍の一層の促進を図る。

### (対象)

第2条 福井県内に本社または事業所を置く企業・団体を対象とする。(国および地方公共団体を除く。)

### (登録の区分)

第3条 登録の区分は、「ふくい女性活躍推進企業」と「ふくい女性活躍推進企業プラス」とし、登録基準は第4条のとおりとする。

### (登録基準)

第4条 女性の活躍推進に積極的に取組む企業・団体として県が登録する企業・団体は、次に掲げる登録区分毎の要件をすべて満たさなければならない。

#### (1) ふくい女性活躍推進企業

- ① 女性の活躍推進に向けて、経営トップ(代表者)の考えが宣言されていること。
- ② 女性の活躍推進に向けた取組を進めるため、企業・団体内に「女性活躍推進員」を設置していること。
- ③ 女性活躍推進取組リスト(様式第3号)により、女性活躍推進に向けた取組の内容、取組状況について県に報告していること。  
なお、リスト中の「女性の採用」、「女性の育成」、「男女がともに働きやすい職場環境づくり」および「女性の登用」の4分野について、それぞれ1項目以上は実施している取組が記載されていること。また、取組を実施していない項目については、実施予定の取組が記載されていること。
- ④ 役員または常時雇用する労働者のうち1人以上が女性であること、または1人以上の女性の採用予定があること。
- ⑤ 関係法令(労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等)を遵守するとともに、法に適合した就業規則等を整備していること。
- ⑥ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

#### (2) ふくい女性活躍推進企業プラス

- ① ふくい女性活躍推進企業のすべての要件を満たしていること。
- ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ届け出ていること。

### (申請方法)

第5条 登録申請をしようとする企業・団体は、登録区分毎に次の書類を県に提出するものとする。

#### (1) ふくい女性活躍推進企業

- ① 「ふくい女性活躍推進企業」登録申請書(新規) (様式第1号)

② 「ふくい女性活躍推進企業」取組宣言書（様式第2号）

③ 女性活躍推進取組リスト（様式第3号）

（2）ふくい女性活躍推進企業プラス+

① ふくい女性活躍推進企業への登録に必要な前号①～③の書類

② 都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し

ただし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条に適合する企業（プラチナえるぼし認定企業）は②の提出を免除する。

2 既に「ふくい女性活躍推進企業」として登録している企業が「ふくい女性活躍推進企業プラス+」への登録申請を行う場合は、次の書類を県に提出するものとする。

① 「ふくい女性活躍推進企業」登録申請書（更新）（様式第7号）

② 女性活躍推進取組リスト（様式第3号）

③ 都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し

ただし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条に適合する企業（プラチナえるぼし認定企業）は②の提出を免除する。

（登録企業の決定）

第6条 県は、提出された登録申請書等を確認し、第4条の登録基準に適合すると認められるときは、「ふくい女性活躍推進企業」または「ふくい女性活躍推進企業プラス+」として登録し、登録通知書（様式第4号）を登録企業に通知する。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、登録の日から5年経過後の日が属する事業年度の末日までとする。なお、この要綱でいう事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（登録の更新）

第8条 前条の有効期間が経過した後も引き続き登録を継続するには、有効期限までに次の書類を県に提出するものとする。

① 「ふくい女性活躍推進企業」登録申請書（更新）（様式第7号）

② 女性活躍推進取組リスト（様式第3号）

（ふくい女性活躍推進企業プラス+の場合）

③ 都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し

ただし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条に適合する企業（プラチナえるぼし認定企業）は②の提出を免除する。

2 別の登録区分の登録を希望する場合は、登録の有効期間内であっても、随時第5条に定める申請手続きを行うことができる。

3 更新登録の有効期間は、更新登録した日から5年経過後の日が属する事業年度の末日までとする。

4 第2項により新たな登録区分で登録された場合、新たな登録区分の登録年月日をもって前の登録区分の登録期間の終期とする。

（登録企業への措置）

第9条 登録した企業・団体には、次のような措置を講ずることとする。

（1）女性活躍に積極的に取り組む企業として、県ホームページや県主催の合同企業説明

会等で広報する。

- (2) 登録企業は、女性活躍に関する県主催の研修・講座に優先的に参加することができる。
- (3) 登録企業および登録企業の社員・グループを対象とした表彰を実施する。
- (4) 登録企業は、「ふくい女性活躍推進企業」のオリジナルロゴマークを商品や広告、会社案内等に使用することができる。
- (5) 登録企業は、(公財)ふくい女性財団の企業会員になることができる。
- (6) 登録企業は、ふくい女性活躍支援センター主催の女性の再就職のための「企業面接会」に優先的に参加することができる。
- (7) 登録企業は、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」による低利融資が利用できる。

2 「ふくい女性活躍推進企業プラス+」に対しては、前項の措置に加え、次のような措置を講ずることとする。

- (1) 登録企業が県制度融資「中小企業育成資金(一般)」、「中小企業育成資金(小口)」を利用した場合、保証料を全額補給する。
- (2) 登録企業は、県が発注する建設工事の競争入札参加資格審査において、加点評価を受けることができる。

(取組状況の報告)

第10条 登録した企業・団体は、女性活躍推進にかかる取組状況等について、年1回、「ふくい女性活躍推進企業」取組状況報告書(様式第5号)を県に報告することとする。また、県は随時、取組状況の確認に参考になる資料の提出を求めることができる。

(登録の変更)

第11条 登録した企業・団体は、県に提出した登録申請用紙または取組宣言の内容に変更があった場合、「変更届出書」(様式第6号)により速やかにその旨を県に届け出なければならない。

(登録の取消)

第12条 県は、登録した企業・団体が次に掲げる行為を行ったとき、または、その事実が明らかになったとき、その登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) 第10条に定める取組状況の報告を行わない場合
- (4) その他「ふくい女性活躍推進企業」として適当でないと認める場合

2 県は、前項の規定により登録の取消をするときは、理由を付して登録企業にその旨を通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

### (施行日時)

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。

この要綱は、平成29年11月17日から施行する。

この要綱は、平成30年2月26日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

この要綱は、令和6年3月27日から施行する。